

2025年5月23日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

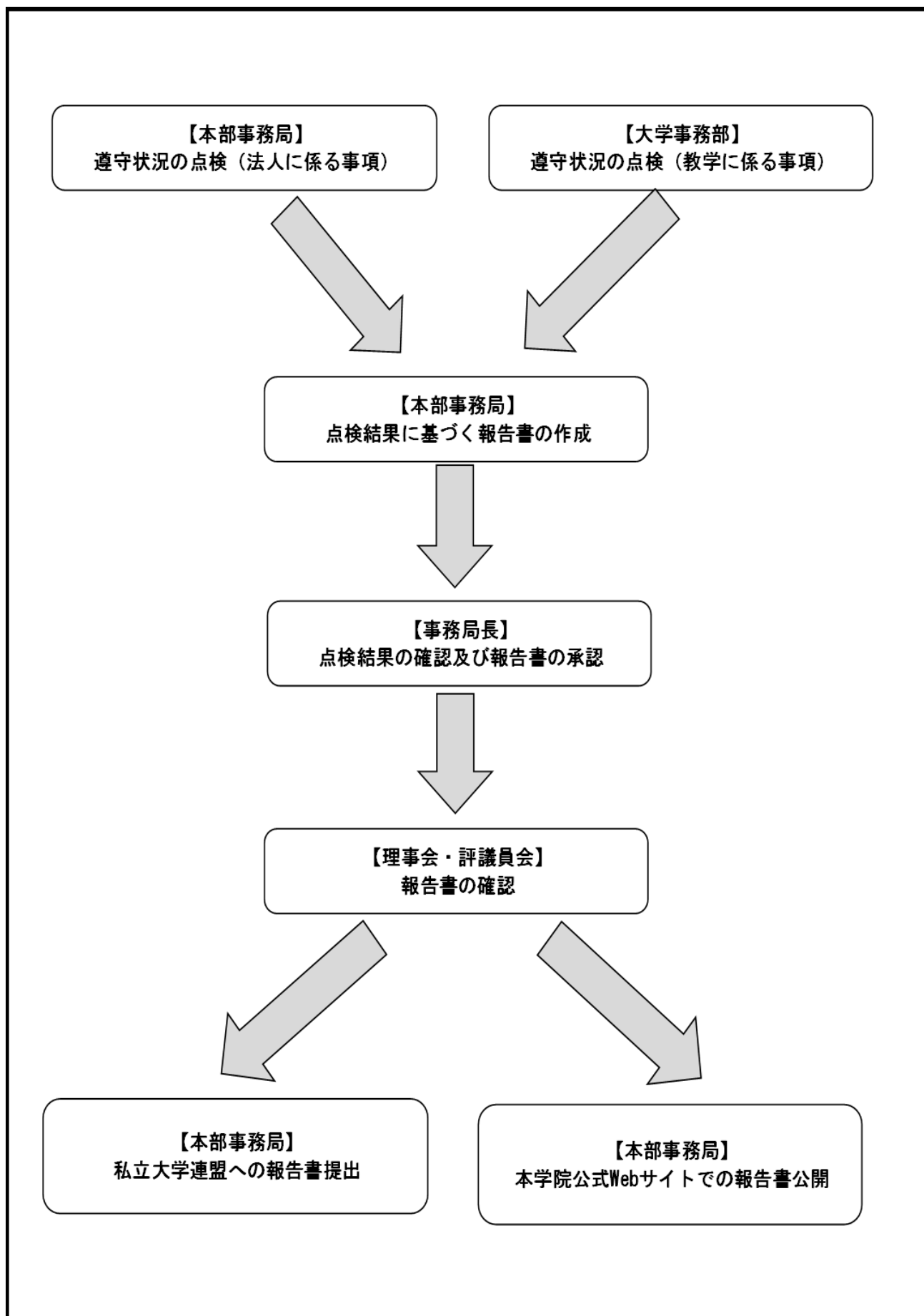
1. 法人名等

法 人 名	学校法人フェリス女学院
法 人 代 表 者	亀徳 忠正
担 当 部 署	本部事務局 経営推進課
お 問 合 せ 先	045-662-4517

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1－1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2－1	「遵守」
		2－2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3－1	「遵守」
		3－2	「遵守」
		3－3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4－1	「遵守」
		4－2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	以下のとおり、本学院の現状は遵守原則1－1に適合しており、このことから、基本原則1について遵守できているものと判断する。

遵守原則1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	下記のとおり、本学院の現状は重点事項1－1に適合しており、このことから、遵守原則1－1について遵守できているものと判断する。 ----- 【重点事項1－1について】 ≪内容≫ 会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等（以下「中期計画等」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。 ≪適合状況の評価≫ 適合している。 ≪上記評価の判断根拠≫ 重点事項1－1に係る実施項目13点のうち、実施項目①～③及び⑤～⑬の12点については定められた取り組みを行っている。 他方で、実施項目④（内容：中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。）については中期計画等にその内容を定めていない。 ただし、企業経営の経験と見識を備えた人材を学外理事として相当数招聘し、その理事の中から理事長を選任している。毎月開催の常任理事会もそれらの理事を複数名メンバーとする構成とし、

政策の策定、管理の中心となっている。事務局では、経営推進課が政策の策定、管理の実務を担当している。また、外部人材の採用、登用を積極的に行いながら、次代の管理職の育成を行っている。このような体制によって、実施項目④の内容に代わる取り組みを行っていると考ええる。

以上のことから、本学院の現状は重点事項 1－1 に適合しているものと判断する。

基本原則「２．公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	以下のとおり、本学院の現状は遵守原則２－１及び２－２に適合しており、このことから、基本原則２について遵守できているものと判断する。

遵守原則２－１ 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	下記のとおり、本学院の現状は重点事項２－１に適合しており、このことから、遵守原則２－１について遵守できているものと判断する。 ----- 【重点事項２－１について】 ≪内容≫ 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。 ≪適合状況の評価≫ 適合している。 ≪上記評価の判断根拠≫ 重点事項２－１に係る実施項目８点全てについて、定められた取り組みを行っていることから、本学院の現状は重点事項２－１に適合しているものと判断する。

遵守原則２－２ 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	下記のとおり、本学院の現状は重点事項２－２に適合しており、このことから、遵守原則２－２について遵守できているものと判断する。 ----- 【重点事項２－２について】 ≪内容≫

会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。

《適合状況の評価》

適合している。

《上記評価の判断根拠》

重点事項 2－2 に係る実施項目6点のうち、実施項目①～②及び⑤～⑥の4点については定められた取り組みを行っている。

他方で、実施項目③（内容：組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。）及び実施項目④（内容：公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。）については該当する取り組みを行っていない。

ただし、実施項目③については、直接的に該当する規程はないものの、大学内にボランティアセンターを設置し、センターに常勤のコーディネーターを置いて、学生のボランティア活動に関する支援を組織的に行っている。また、当該活動の支援・促進に関する事項についてはボランティアセンター運営委員会で審議している。現状では、「ボランティアセンター規程」及び「ボランティアセンター運営委員会規程」を制定しているが、活動内容に関する規程は制定していない。大学の方針に沿った活動を促進するため、今後、規程整備に向けた対応を検討する。

また、実施項目④については、地域企業提案による地域の課題解決に向けた連携プログラムに参画し、学生の参加を促しているが、本学院として講座やプログラムの開設は行っていない。なお、1997年度からオープンカレッジ講座（生涯学習活動）を展開してきたが、2020年度末をもって終了した。中期計画（計画期間：2021～2025年度）では社会連携担当部署の新設を計画しており、同計画に基づき2023年6月に学長室を、また、2024年2月に外部連携委員会を設置した。新たな組織において、本学院としての「社会への知の還元」のあり方を再検討していく予定としている。

以上のことから、本学院の現状は重点事項 2－2 に適合しているものと判断する。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	以下のとおり、本学院の現状は遵守原則３－１、３－２及び３－３に適合しており、このことから、基本原則３について遵守できているものと判断する。

遵守原則３－１ 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	下記のとおり、本学院の現状は重点事項３－１に適合しており、このことから、遵守原則３－１について遵守できているものと判断する。 【重点事項３－１について】 ≪内容≫ 会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。 ≪適合状況の評価≫ 適合している。 ≪上記評価の判断根拠≫ 重点事項３－１に係る実施項目11点全てについて、定められた取り組みを行っていることから、本学院の現状は重点事項３－１に適合しているものと判断する。

遵守原則 3－2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	下記のとおり、本学院の現状は重点事項 3－2 に適合しており、このことから、遵守原則 3－2 について遵守できているものと判断する。 【重点事項 3－2 について】 ≪内容≫ 会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。 ≪適合状況の評価≫ 適合している。 ≪上記評価の判断根拠≫ 重点事項 3－2 に係る実施項目 14 点全てについて、定められた取り組みを行っていることから、本学院の現状は重点事項 3－2 に適合しているものと判断する。

遵守原則 3－3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	下記のとおり、本学院の現状は重点事項 3－3－1 及び 3－3－2 に適合しており、このことから、遵守原則 3－3 について遵守できているものと判断する。 【重点事項 3－3－1 について】 ≪内容≫ 会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。

《適合状況の評価》

適合している。

《上記評価の判断根拠》

重点事項 3－3－1 に係る実施項目8点のうち、実施項目⑥（内容：学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。）については該当する会社がないため、本点検の対象外とする。残る実施項目7点のうち、実施項目①～⑤及び⑦の6点については定められた取り組みを行っている。

他方で、実施項目⑧（内容：公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。）については該当する取り組みを行っていない。ただし、本学院の公式Webサイトでは、学院、大学、中学校・高等学校のいずれのページにおいても問合せ先を明記しているため、公開情報に関して本学院に連絡できる仕組みは確立されている。そのため、実施項目⑧の内容に代わる環境を整えられていると考えている。

以上のことから、本学院の現状は重点事項 3－3－1 に適合しているものと判断する。

【重点事項 3－3－2 について】

《内容》

会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。

《適合状況の評価》

適合している。

《上記評価の判断根拠》

重点事項 3－3－2 に係る実施項目7点のうち、実施項目⑤（内容：学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。）については該当する法人等がないため、本点検の対象外とする。残る実施項目6点については、全て定められた取り組みを行っていることから、本学院の現状は重点事項 3－3－2 に適合しているものと判断する。

基本原則「４．継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	以下のとおり、本学院の現状は遵守原則４－１及び４－２に適合しており、このことから、基本原則４について遵守できているものと判断する。

遵守原則４－１ 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	下記のとおり、本学院の現状は重点事項４－１に適合しており、このことから、遵守原則４－１について遵守できているものと判断する。 ----- 【重点事項４－１について】 ≪内容≫ 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。 ≪適合状況の評価≫ 適合している。 ≪上記評価の判断根拠≫ 重点事項４－１に係る実施項目15点のうち、実施項目①～⑫及び⑭の13点については定められた取り組みを行っている。 他方で、実施項目⑬（内容：ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。）及び実施項目⑮（内容：理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。）については、定められた取り組みを行っていない。 ただし、実施項目⑬については、ダイバーシティを推進するための体制整備や包括的な取り組みは行っていないものの、ダイバーシティに係る個々の取り組みを展開している。具体的には、本学院が目指すべき組織文化を明記した「コンプライアンス規

範」 (<https://www.ferris.jp/activity/usr.html>) に人権の尊重を掲げていることや、教職員が個性と能力を十分に発揮するための働き方改革を推進していることが挙げられる。

また、実施項目⑮については、理事及び監事に対して研修機会を提供しているものの、評議員への研修機会の提供は行っていない。ただし、評議員会では専門知識がない学外者でも理解できるような資料作りや情報提供を行っており、それぞれの評議員が職責を果たせる環境を整えている。そのため、実施項目⑮の内容に代わる取り組みを行っていると考えている。

以上のことから、本学院の現状は重点事項４－１に適合しているものと判断する。

遵守原則４－２ 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	下記のとおり、本学院の現状は重点事項４－２－１及び４－２－２に適合しており、このことから、遵守原則４－２について遵守できているものと判断する。 【重点事項４－２－１について】 ≪内容≫ 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。 ≪適合状況の評価≫ 適合している。 ≪上記評価の判断根拠≫ 重点事項４－２－１に係る実施項目７点全てについて、定められた取り組みを行っていることから、本学院の現状は重点事項４－２－１に適合しているものと判断する。

【重点事項４－２－２について】

《内容》

会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。

《適合状況の評価》

適合している。

《上記評価の判断根拠》

重点事項４－２－２に係る実施項目7点全てについて、定められた取り組みを行っていることから、本学院の現状は重点事項４－２－２に適合しているものと判断する。